

総務教育常任委員会資料

(平成29年12月1日)

〔件名〕

- ・「森林環境保全税」の延長に関するパブリックコメント実施結果について
【税務課】・・・1
- ・第10回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について
【人事企画課】・・・6
- ・平成29年度第3回鳥取県規制改革推進会議の開催結果について
【業務効率推進課】・・・8
- ・平成29年度第3回県有施設・資産有効活用戦略会議の開催結果
について
【業務効率推進課】・・・9
- ・鳥取県立人権ひろば21の指定管理者の選定方法について
【人権・同和対策課】・・・11
- ・新鳥取県史講演会「古記録で読み解く古代中世の鳥取」の開催について
【公文書館】・・・12

総務部



「森林環境保全税」の延長に関するパブリックコメント実施結果について

平成29年12月1日
森林づくり推進課
税務課

平成30年3月31日に適用期間が終了する「森林環境保全税」の延長に関する、パブリックコメントを実施したところ、その結果は次のとおりでした。

これらの意見を踏まえ、11月議会に条例改正案を提出しました。

1 延長(案)の概要

- ・趣旨、課税方式、税率及び使途内容を現行どおりとし、森林環境保全税の適用期間を5年間延長する。
- ・条例改正にあたっては、現在、創設に向けて検討されている国の森林環境税(仮称)の使途内容等が明らかになつた後、必要に応じて、本県の森林環境保全税の税率、使途内容等について検討する。

2 パブリックコメントの実施状況

(1)募集期間：10月30日(月)から11月20日(月)までの22日間

(2)県民への周知

- ・県のホームページに掲載(10月30日から)
 - ・県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場窓口に募集案内チラシを配置
 - ・新聞広告掲載：11月5日付(日本海新聞)
- (3)意見交換会の実施：県内3会場(東部：11/6(月)、中部：11/7(火)、西部：11/8(水))いずれも午後7時～
意見交換会参加者24名
- (4)応募件数：52件(意見募集箱7件、ファックス2件、電子メール5件、説明会37件、その他1件)

3 「森林環境保全税」の延長(案)に対する主な意見

項目	主な意見の概要 (括弧内：同一内容の意見件数)	意見に対する対応方針
課税・税率・使途等の延長 (案)について (21件)	<ul style="list-style-type: none">・延長に関する基本方針は妥当な判断(18件)・森林機能を維持するために制度を継続し間伐を推進して欲しい。(1件)・5年と言わず長期制度にして欲しい。(1件)・条例改正の概要等々、もっと詳しく教えて欲しい。(1件)	<ul style="list-style-type: none">・趣旨、課税方式、超過税率及び使途内容を現行どおりとし、適用期間を5年間延長する。
使途事業について(16件) (ソフト事業について)	<ul style="list-style-type: none">・必要以上の提出書類を求められたり、評価委員会で厳しく審査され使いづらい。・単発の企画ではなく、複数年、継続できる企画の支援が必要。	<ul style="list-style-type: none">・少しでも使いやすい制度となるよう、改善すべきことを点検する。
(竹林整備事業について)	<ul style="list-style-type: none">・人家周辺の竹林整備は、税の使途が見えやすい。・竹林対策は不要ではないか。	<ul style="list-style-type: none">・竹林対策については賛否両論あるが、森林環境の保全のためには必要な対策であり、継続して現行の予算規模を確保しながら取り組む。
(その他について)	<ul style="list-style-type: none">・森林や竹林を整備する担い手対策が必要。	<ul style="list-style-type: none">・担い手対策は、一般財源や他の基金において引き続き支援する。
県民への周知について (3件)	<ul style="list-style-type: none">・税制度が認知されていないのではないか。	<ul style="list-style-type: none">・あらゆる手法を用いてPRを行う。
国の森林環境税(仮称)について (県制度との関係について) (12件)	<ul style="list-style-type: none">・国の制度が創設されても、県制度を継続すべき。(1件)・国の制度が創設されたときには、県の制度を廃止、または税額を減額すべき(2件)・名称が似ているので県の名称を変更すべき(1件)	<ul style="list-style-type: none">・国の制度概要が確定以後、検討する。
(国の使途事業について)	<ul style="list-style-type: none">・市町村には林業の専門職がないので、現体制で市町村が実施することは難しい。(2件)・民有林に着手する前に、町行造林などをモデル的に実施できれば良い。(1件)	<ul style="list-style-type: none">・柔軟に対応できるよう、引き続き国に要望する。

4 今後の予定

- ・平成29年11月30日 11月議会に鳥取県税条例の改正案を提出
- ・平成30年4月1日 改正条例の施行
- ・平成30年4月～ 国が検討している森林環境税(仮称)の内容等が明らかになつた後、必要に応じて、本県の森林環境保全税の税率、使途内容等について検討

「森林環境保全税」の延長に関するパブリックコメント

～皆様の御意見をお寄せください～

本県では、県民共通の財産である森林を県民全体で守り育てていく取組の一環として、平成17年4月から森林環境保全税を導入し、平成20年4月には、税額及び使途を見直し森林の保全や竹林の整備等に取り組んできました。その適用期間が平成30年3月末日で満了しますが、引き続き森林を県民みんなで守り育てる必要があることから、適用期間を延長するための条例改正を検討しています。

■概要

- 森林環境保全税の適用期間を5年間延長します。
- 趣旨、課税方式、超過税率の変更はございません。
- 森林環境保全税の使途については、引き続き現行の使途内容をそのまま実施します。
- なお、条例改正にあたっては、現在、創設に向けて検討されている国の森林環境税(仮称)の使途内容等が明らかになった後、必要に応じて、本県の森林環境保全税の超過税率、使途内容等について見直しを行うことも規定します。

1 森林環境保全税の趣旨等

趣 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・森林を守り育てる意識の醸成 ・森林の持つ公益的機能の発揮のための森林整備
課税方式	・県民税均等割の超過課税
超過税率	<ul style="list-style-type: none"> ・個人：500円／年（県民税均等割の納税義務がある方） ※前年の所得が一定額以下の方（生活保護受給者や扶養されている方等）は課税されません。 ・法人：均等割税率の5%相当額（1,000円～40,000円／年）
適用期間	平成30年4月1日～平成35年3月31日（5年間）

2 森林環境保全税の使途内容

使途内容	<ul style="list-style-type: none"> ○間伐の遅れた人工林の整備等 ○森林の保全・整備 ○森林景観対策 <p>※基金及び使途の実績については、鳥取県のホームページで公表していますので参考にしてください（http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/335217/H28shito.pdf）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○森林を守り育てる意識の醸成 ○竹林対策 ○制度の普及啓発等
	 <p>◆間伐の実施</p>	 <p>◆林業体験</p>

3 意見交換会の開催 ※どなたでも御参加いただけます。

日 時	場 所
11月6日(月) 午後7時～	とりぎん文化会館 第2会議室
11月7日(火) 午後7時～	倉吉未来中心 セミナールーム7
11月8日(水) 午後7時～	米子コンベンションセンター 第3会議室

「森林環境保全税」の延長に関する御意見応募用紙

【条例改正案等の閲覧方法】

- ・県庁森林づくり推進課のホームページからダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場でも閲覧できます。

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/270657.htm>

【応募方法】

- ・郵送、ファクシミリ、電子メール、ホームページのメールフォームでお寄せいただか、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場窓口への提出のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由です。(ファクシミリ、電子メール等の場合は、この応募用紙がそのまま御利用いただけます。)

【応募・問合せ先】

郵送 〒680-8570 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課
※郵便番号と所属課名のみで届きます。

電話 0857-26-7335 ファクシミリ 0857-26-8192

電子メール shinrinringyo@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/270663.htm>

【結果の公表】

- ・いただいた御意見への対応については、後日、とりまとめてホームページ等で公表します。

御意見記載欄

御意見ありがとうございました。
差し支えなければ、下記にも御記入ください。

お住まいの市町村	<input type="checkbox"/> 東部(市町名:) <input type="checkbox"/> 中部(市町名:) <input type="checkbox"/> 西部(市町村名:)
年 代	<input type="checkbox"/> 10歳代 <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳代 <input type="checkbox"/> 80歳代以上
性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

「森林環境保全税」の延長に係る鳥取県税条例の一部改正（案）

1 現行の森林環境保全税の概要（鳥取県税条例第53条の18～第53条の21）

（1）森林環境保全税の趣旨

すべての県民が享受している水源かん養、県土の保全等の森林の持つ公益的な機能を持続的に発揮させる必要があることにかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるため、県民税の均等割の税率の特例として森林環境保全税を課する。

（2）課税方式

森林環境保全税は、県民税均等割の税率に加算して賦課徴収する。

① 個人の均等割の税率の特例

平成29年度までの各年度分の個人の均等割の税率に500円を加算した額とする。

② 法人の均等割の税率の特例

平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度に係る法人の均等割の税率に、資本金等の額に応じ、1,000円～40,000円を加算した額とする。

（3）森林環境保全税の用途

- ① 緊急に公益的な機能を維持し、又は回復する必要がある森林及び県民の生活を守るために特に重要な役割を果たしている森林を保全し、又は整備するための事業
- ② 森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための事業

2 改正概要

森林環境保全税に係る県民税の均等割の税率の特例期間を5年間延長し、個人にあっては平成34年度（現行 平成29年度）までの各年度、法人にあっては平成35年3月31日（現行 平成30年3月31日）までの間に開始する各事業年度を対象とする。

なお、現在、創設に向けて検討されている国の森林環境税（仮称）の使途内容等が明らかになった後、必要に応じて、適用期間延長後の本県の森林環境保全税の超過税率、使途内容等について見直しを行う。

（参考）国が検討している森林環境税（仮称）の概要（総務省資料等による）

※総務省が設置する「森林吸収源対策税制に関する検討会」において検討されているもの

課税方式	個人住民税均等割に国税として上乗せ
趣旨・目的	所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林においても、その公益的機能が持続的に発揮されるよう、市町村が主体となって実施する新たな森林整備等のための財源を確保する
導入時期	未定
使 途	○条件不利な森林について市町村が森林所有者に代わって行う間伐等 ○条件不利な森林の所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけ
税 額	未定
地方への配分方法	市町村が徴収し、都道府県が集約して国に払い込んだ税収の全額を、各市町村の人工林かつ民有林の面積に応じて市町村に譲与税として配分

鳥取県森林環境保全基金及び使途実績について(平成29年5月末現在)

2 使途事業の内容

区分	当年度新立	前年度残額	基金積立額	運用益	計	基金取崩額
平成17年度	63,892	—	—	—	63,892	24,598
平成18年度	98,671	39,294	19	137,984	80,019	NPOやがランティア団体などが実施する森づくりへの参加を促す森林体験企画等を支援
平成19年度	106,584	57,965	34	164,563	85,086	森林所有者負担を軽減
平成20年度	156,834	79,497	750	237,081	116,016	竹林の伐採・植林、人工林への屋入竹の駆除及び伐採用大型機械等を支援(竹林整備事業)
平成21年度	175,998	121,065	807	297,870	182,073	市町村が行う風致・保全・休養等の機能を維持するとともに、景観の向上を図るための国立公園、国定公園、県立自然公園並びに史跡・天然記念物周辺の竹林木の伐採等を支援
平成22年度	183,337	115,797	261	299,395	225,286	竹林の伐採・植林、人工林への屋入竹の駆除及び伐採用大型機械等を支援(竹林整備事業)に充当し、森林所有者負担を軽減
平成23年度	172,428	74,109	191	246,728	107,681	森林景観対策
平成24年度	175,046	139,047	305	314,398	181,196	事業災害復旧対策
平成25年度	177,189	133,202	313	310,704	151,334	保全・開拓事業評議委員会
平成26年度	179,281	159,371	134	338,786	166,031	事業候補地の選定、森林体験企画の審査、事業検証など
平成27年度	173,893	172,756	98	346,747	145,510	制度の普及啓発
平成28年度	179,940	201,236	56	381,232	156,930	被災事業の把握、被災事業などの尾尾尾知(各種広報、森林環境フォーラム・竹林フォーラムの開催など)
					224,302	

*平成20年度以降の貢献額は、前年度から当年度へ繰り越した事業費分を含む。

3 使途事業の実績

区分	とつとり環境の森緊急整備事業			荒廃地の条件整備			とつとり県民参加の森づくり推進事業			保全林等の保全・整備			竹林対策			森林景観対策			作業道災害復旧対策			事業費			事業費合計(億円)			
	強度間伐 箇所数	面積(ha)	事業費	企画数	箇所数	事業費	面積(ha)	事業費	面積(ha)	事業費	面積(ha)	事業費	面積(ha)	事業費	面積(ha)	事業費	面積(ha)	事業費	面積(ha)	事業費	面積(ha)	事業費	面積(ha)	事業費	面積(ha)	事業費	面積(ha)	事業費
平成17年度	8	82	16,426	—	—	13	3,030	7,873	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	299	24,598	
平成18年度	43	307	60,091	2	8,301	20	10,058	11,291	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	336	80,019	
平成19年度	36	354	76,760	1	597	13	2,654	7,426	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	303	85,986	
平成20年度	22	179	37,354	—	—	19	2,895	8,500	627	28,579	54,812	17	10,585	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	683	4,082	116,016
平成21年度	8	58	14,805	—	—	26	4,432	12,849	1,400	38,946	86,112	50	55,068	10	7,439	—	—	—	—	—	—	—	—	—	750	4,990	182,073	
平成22年度	5	51	19,605	—	—	32	8,161	18,564	876	53,008	90,923	89	91,100	0,3	446	—	—	—	—	—	—	—	—	—	453	4,195	225,286	
平成23年度	1	12	2,787	—	—	28	5,903	15,709	861	74,263	45,937	112	36,513	27,8	6,166	—	—	—	—	—	—	—	—	—	367	202	107,681	
平成24年度	3	11	3,714	—	—	23	3,781	11,906	789	73,121	77,967	49	69,765	31	4,810	9,967	8,894	385	3,755	181,196	—	—	—	—	—	—		
平成25年度	—	—	—	—	—	19	3,218	9,906	661	52,454	72,905	36	59,621	22	4,563	—	—	—	—	—	—	—	—	403	3,935	151,333		
平成26年度	1	4	2,384	—	—	20	3,840	8,766	1,166	78,969	91,653	24	53,859	31	4,794	—	—	—	—	—	—	—	—	442	4,133	166,031		
平成27年度	—	—	—	—	—	16	4,345	8,233	1,179	66,711	76,984	18	51,016	69	4,868	—	—	—	—	—	—	—	—	473	3,936	145,510		
平成28年度	—	—	—	—	—	20	6,092	9,073	1,280	64,016	89,583	21	48,569	129	5,077	—	—	—	—	—	—	—	—	430	4,138	156,030		
合計	127	1,058	223,926	3	8,898	249	58,359	130,096	8,839	520,067	636,876	416	476,096	320,1	38,223	9,967	8,864	5,324	33,426	1,621,759	—	—	—	—	—	—		

注1：()は、平成26年度から平成27年度へ繰り越した事業分(見込み)で外数。注2：端数処理のため、合計が合わない場合がある。

第10回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について

平成29年12月1日
地域振興課
福祉保健課
環境立県推進課
教育総務課
行財政改革局人事企画課

鳥取市の中核市への移行を円滑に進めるため、県・市の事務権限の移譲や協力体制等について話し合う協議会（第10回）を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日 時 平成29年11月16日（木） 午後1時30分～2時20分
2 場 所 県立図書館 2階 大研修室
3 出席者 県：岡村統轄監ほか関係部局長等
市：羽場副市長、田中中核市推進局長ほか関係部局長等
オブザーバー：長戸岩美町副町長、山本若桜町副町長、金児智頭町副町長、
岩見八頭町副町長

4 議事及び協議概要

(1) 県・市の事務調整状況

ア 中核市への移行により所管・移譲する事務

- ・11月16日現在の分野別所管・移譲・委託事務項目（2, 561事務）について、引継ぎ状況等を確認した。
- ・県から市へ委託する東部4町域の事務等については、当該事務の委託に係る規約を締結するための協議に関する附議案を県・市がそれぞれ2月議会へ提案予定であることを確認した。

イ 体制整備

- ・移行後の市の組織・職員体制、施設・設備・備品の調整状況、緊急時対応（災害医療・健康危機管理・原発等）について確認した。
- ・平成30年度の市の組織については、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる体制を確保する。
- ・さざんか会館の改修工事が12月末までに完了する見込みであり、年明けからパソコンや備品などを設置し、引継ぎができるよう準備する。

ウ 保健所移行実践検討チームの取組状況について

- ・県から市への移譲事務等の習得・スキルアップ、継続性の確保のための実務研修などを体系的に実施している保健所移行実践検討チームの各ワーキンググループ（福祉支援、災害医療対策、医薬・疾病対策、障がい者支援、食品衛生、動物愛護、環境衛生、廃棄物対策）の実施状況を確認した。
- ・県と市で事務処理の方法が異なり、移行までにパソコン操作等も含め習熟しておく必要があるため、安心して業務が行えるように県職員への市業務の研修を実施する。
- ・県市間の円滑な情報共有を推進するため、業務上リアルタイムで県庁・倉吉保健所・米子保健所との情報共有が必要となる県併任職員（県から市への派遣職員）に対し、県が必要な情報セキュリティ対策を講じた上で、市庁舎内に県パソコン等を整備し、県併任職員が安全に県庁内の各種システムにアクセスできる環境を整備することとした。

エ 財政・予算について

- ・市は県からの権限移譲や事務の委託に係る経費を含めた上で平成30年度当初予算を計上し、県は市が積算した県からの権限移譲、事務の委託に係る経費を県負担金として市へ支払うよう最終調整していることを確認した。

オ 関係機関・各種団体等への広報周知の取組について

- ・これまで継続して取り組んできた、関係機関・各種団体等の総会や会合等の場の活用による説明・広報の状況や、国の中核市指定の閣議決定・政令公布後の広報の取組や計画などを確認した。

(2) 県議会・市議会への附議予定案件

以下のとおり、県・市議会へ附議予定である旨確認した。

ア 11月県議会、12月市議会への附議案件

- ①鳥取県と鳥取市との連携協約の締結に関する協議について<県・市>

鳥取市の中核市移行により保健所を移管することに伴い、県と市が連携して保健所業務等を処理することにより、県東部圏域の住民サービスの維持及び向上並びに県全域の効率的な行政運営の促進を図るため、取組の基本的な方針及び役割分担を定めた地方自治法252条の2第1項の規定に基づく連携協約を締結するもの。

②鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例の新設について<県>

鳥取市が中核市に移行すること等に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととし、一括して関係条例を整備する条例を新設するもの。

○鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

・法令上中核市の事務となる項目を削除（5法令28項目）

・一体的に処理することが望ましい事務の追加（51法令、10条例597項目）

○鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部改正

・使用済物品回収業の届出事項に、収集又は運搬を行う区域を追加

○県の管轄区域から鳥取市の区域を除外する等の一部改正

・鳥取県保健所条例

ほか 5条例

○県の組織の廃止に係る一部改正

・鳥取県総合事務所等設置条例

ほか 1条例

○知事が特別な理由があると認める場合の許可手数料の減免規定の追加

・鳥取県浄化槽法保守点検業者の登録に関する条例

③関係条例の整備について<市>

鳥取市の中核市移行に伴い、鳥取市が新たに業務を行うための根拠や基準となる関係条例（43条例）を整備するもの。

○新たに社会福祉施設、福祉サービス事業等に関し、設備、運営等に関する基準を定める条例の新設

・鳥取市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

ほか 17条例

○保健所の名称、位置、所管区域等を定める条例の新設

・鳥取市保健所条例

○新たに市の附属機関として設置をするための条例の新設

・鳥取市社会福祉審議会条例

ほか 5条例

○法の施行に関し、衛生上の規準、措置等について定める条例の新設

・鳥取市食品衛生条例

ほか 7条例

○上記に掲げるもののほか、中核市移行に伴い必要な整備を行う条例の新設及び改正

・鳥取市外部監査契約に基づく監査に関する条例

ほか 9条例

イ 2月県議会・市議会への附議案件

①平成30年度当初予算<県・市>

県から市への条例移譲及び事務委託に係る経費等

②県から市への事務委託に関する規約（地方自治法上の事務委託）<県・市>

③職員関連の条例の一部改正<市>

鳥取市職員給与条例、鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例

(3) 主な発言・意見等

- ・市民の不安を払拭するという意味合いと円滑な移行を行うため、県と市の連携協約締結に関する議案も提出させていただく予定。
- ・4町の皆様にもご迷惑やご不満を持たれないような形でスタートを切り、それを継続していくことを心がけたい。
- ・事務調整は今回の10回目を以って、一つの区切りと考えているが、これからも、中西部の保健所との連携やそれ以外の事務についての情報交換等について、4町も含め住民サービスが低下しないように引き続き様々な形でのご支援をよろしくお願いしたい。

5 スケジュール

11月21日 中核市指定の政令に係る閣議決定

11月27日 中核市指定の政令公布⇒ 平成30年4月1日の「中核市：鳥取市」の正式決定

11月30日 11月議会に中核市移行に伴う関係条例の改正案、連携協約案を提出、審議

12月下旬 (附議案が可決された場合) 中核市移行による県・市の連携協約の締結

2月 県東部4町区域の保健所業務の県から市への事務委託に係る議案を提出、審議

3月末 県から市への事務引き継ぎ

4月1日 鳥取市が中核市へ移行

平成29年度第3回鳥取県規制改革会議の開催結果について

平成29年12月1日
行財政改革局業務効率推進課

規制緩和や廃止、手続きの簡素化等に関する県民からの提案に係る県の対応方針案等について、ご意見をいただきため、第3回鳥取県規制改革会議を開催しました。

1 開催概要

- (1) 日 時 平成29年11月10日（金）午後3時～4時30分
(2) 場 所 県庁特別会議室
(3) 委員構成 8名（座長：鳥取大学副学長、委員：金融機関、福祉団体、商工団体、農業団体、市町村職員、公募委員2名）

（4）開催結果

ア 県民からの規制改革提案（1件）及び規制改革会議委員からの規制改革提案（4件）に係る各所管課の対応方針案について、委員から異論はなかった。

【県民からの規制改革提案に対する所管課の対応方針案】

- ・認定こども園の調理室の設置基準を緩和すること。（20人以上の場合は調理室が必置）
- ・3歳未満児への給食の外部搬入を可能とすること。
⇒県としては、当面、現在の基準を維持する。

※3歳未満児への給食の外部搬入については、アレルギーを持つ子どもに対する適切な対応等に懸念があるため、現在、国が行っている外部搬入の基準の妥当性の評価・検証を注視していく。

【委員からの規制改革提案に係る各所管課の対応方針案（主なもの）】

- ・県通知文書等の電子化（メール施行）を更に拡大すること。
⇒文書の性質・内容等に応じてメール施行としているところであるが、改めてメール施行が可能なケースについて全府に通知する。
- ・県補助金の繰越を可能とすること。
⇒全府的に点検したところ、多くの事業は繰越が可能な制度となっていることから、年度当初の説明会等で補助事業の利用者に改めて周知徹底する。

イ 委員から以下の新たな提案が出された。

- ・災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金の案内は、県社協、市社協を経由するので、事業主体である町内会には夏頃に届く。町内会の役員改選時期は12月から翌年1月であるため、取組期間が短くなり現役員体制では実施しにくいことから、できる限り早い時期に募集すべき。
⇒平成30年度から、従来は新年度になってから行っていた事業案内を、前年度末に前倒しするよう見直す。

ウ その他

10月27日に開催された国の規制改革推進会議第3回行政手続部会において、知事が鳥取県の規制改革の取組を紹介したことを報告した。（出席者：梶山地方創生・規制改革担当大臣、大田規制改革推進会議議長、高橋行政手続部会長ほか）

- 〔・鳥取県の意欲的な取組を評価する声が多くあった。
・特に補助金・許認可の電子申請化や手数料のクレジット収納などの全国でも先進的な取組に興味を示された。〕

2 今後の進め方

- （1）県の対応方針案について委員から異論がなく、条例・規則の改正を伴う案件がないことから、対応方針案に沿って所管課で順次作業を進める。
- （2）県の事務手続等の見直し結果を県民にしっかりと周知するため、規制改革のホームページを刷新し、県政だより等により、その周知を行う予定である。

第3回県有施設・資産有効活用戦略会議の開催結果について

平成29年12月1日
行財政改革局業務効率推進課

県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討するため設置している「県有施設・資産有効活用戦略会議」の平成29年度第3回会議を下記のとおり開催しました。

記

- 1 日 時 平成29年11月21日（火）午前10時～11時
- 2 場 所 県庁特別会議室
- 3 出席者 副知事（座長）、各部局長等
- 4 概 要

（1）公の施設の管理運営見直しについて

平成31年度の指定管理者の更新時期を控え、指定管理者制度（指名、公募の別、新規導入）、民間譲渡など、その見直し方針を議論した。

【見直し方針】

- ア 指名指定から公募に切り替える施設 2施設 ※（ ）内は現在の指定管理者
 - ・武道館、布勢総合運動公園 ((公財)鳥取県体育協会)
- イ 引き続き指名指定（非公募）により指定管理者を選定する施設 12施設
 - ・人権ひろば21 ((公社)鳥取県人権文化センター)
 - ・福祉人材研修センター ((社福)鳥取県社会福祉協議会)
 - ・県民文化会館、倉吉未来中心 ((公財)鳥取県文化振興財団)
 - ・米子コンベンションセンター ((公財)とっとりコンベンションピューロー)
 - ・童謡館 ((公財)鳥取童謡・おもちゃ館)
 - ・天神川流域下水道 ((公財)鳥取県天神川流域下水道公社)
 - ・とっとりバイオフロンティア ((公財)鳥取県産業振興機構)
 - ・農村総合研修所 (鳥取県農業協同組合中央会)
 - ・境港水産物地方卸売市場・境漁港 (境港水産物市場管理(株))
 - ・みなとさかい交流館 (境港管理組合)
- ウ 民間譲渡も含め検討する施設 3施設
 - ・鹿野かちみ園、鹿野第二かちみ園、皆生尚寿苑 ((社福)鳥取県厚生事業団)
- エ 新たに指定管理者制度、コンセッション方式を導入する施設 5施設
 - ・とっとり賀露かにっこ館、二十一世紀の森、鳥取港ポートパーク、むきばんだ史跡公園 [公募]
 - ・鳥取空港 [コンセッション方式（指名指定）]
- オ 公の施設としては廃止し財団営とする施設 1施設
 - ・国際交流センター ((公財)国際交流財団)

(2) 指定管理者制度の見直しについて

平成31年度の指定管理者一斉更新を迎えるに当たり、公募における応募資格（住所）要件や指定管理料の余剰金の取扱など、制度見直しの検討を進めることを申し合せた。

【具体的な内容】

ア 指定管理者の応募資格

指定管理者の応募資格のうち、県内では競争性が担保できない場合等については、県内本社要件を緩和し、競争性を確保する。

イ 指名指定にかかる指定管理委託料剩余金の取扱

指名指定にかかる指定管理委託料剩余金については、経営努力といえる経費の全額を補助金として交付する。

(3) 県・市町村連携部会（仮称）の設置について

人口減少に伴う厳しい財政状況を想定し、オール鳥取県で持続可能な行政体制とするため、まずは県庁内に、市町村と共同設置・共同利用の可能な公共施設の検討を行う新たな体制を県有施設・資産有効活用戦略会議の内部組織として新設することとした。

5 今後の予定

		平成29年		平成30年			平成31年	
		12月	1月	2月	4月	7月	4月	
導入指設管の理見者直制度	既指定管理者制度導入施設の指名又は公募の見直し (公募切替:武道館、布勢総合運動公園)	常任委員会 (1月 2月 1日) で報告	常任委員会等 で議論	2月議会に 予算案・条例改正案を 上程・付議	指定管理者の 選定手続			→ 公募による指 定管理者運営 開始
	鹿野かちみ園、鹿野第二 かちみ園、尚寿苑			民間譲渡も含めて検討				
	指定管理者制度を導入 する施設(4施設)			2月議会に 予算案・条例改正案を 上程・付議	指定管理者の 選定手続			→ 指定管理者制 度を導入
現直営の公の施設	公の施設としては 廃止する施設 (国際交流センター)			2月議会に 予算案・条例改正案を 上程・付議	国際交流財団 運営施設に 切替			
	コンセッション方式を導 入する施設 (鳥取空港)		常任委員会等で議論	運営権者選 定及びH30 ~35年度債 務負担行 為・H30予算 案を2月議 会に付議	運営権者との 契約	コンセッション 方式を導入		

PPP…Public Private Partnership の略。官民連携のこと。公共的な社会基盤の整備や運営を、行政と民間が共同で効率的に行おうとする手法をいう。

PFI…Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施される。

コンセッション方式…PFI法に基づき、民間事業者に運営権を設定の上、当該民間事業者が利用料金を徴収して公共施設の運営等を行う方式をいう。

鳥取県立人権ひろば21の指定管理者の選定方法について

平成29年12月1日
人権・同和対策課

11月21日（火）に開催された平成29年度第3回県有施設・資産有効活用戦略会議の議論を踏まえ、鳥取県立人権ひろば21の指定管理者の選定方法について、以下のとおりとしたいので報告します。

1 施設名

鳥取県立人権ひろば21（所在地：鳥取市扇町21）

2 指定管理者の選定方法

指名指定（従来の選定方法：指名指定）

3 指名指定継続の理由

県の人権推進施策と関連性が強い施設であり、人権分野を幅広く、偏りなく調査研究・普及啓発する能力がある団体に管理させたい。

4 今後のスケジュール（予定）

平成30年4月～8月 指定管理者の選定手続き

平成30年9月 平成30年9月議会に指定管理者選定の議案を上程

平成31年4月 指定管理者による管理運営開始

【備考】県有施設・資産有効活用戦略会議の概要

○会議の趣旨

県有施設・資産を活用した官民連携（PPP／PFI）の積極的な活用や、県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討するため設置

○構成員

副知事（座長）、各部局長、各総合事務所長、教育長、病院事業管理者、警察本部長

○検討の経過

平成29年6月 平成29年第1回県有施設・資産有効活用戦略会議において、
指定管理者制度導入施設のうち、指名指定を行っている施設について、公募しないことの適否について検討を行う旨を申し
合わせ

新鳥取県史講演会「古記録で読み解く古代中世の鳥取」の開催について

平成29年12月1日
公文書館

県史編さん室では、平成29年3月に『新鳥取県史資料編 古代中世2 古記録編』を刊行しました。この中には日記・寺社縁起・伝記・系図・文学作品・石造物の銘文など「古記録」と呼ばれる歴史資料が520点収録されています。

このたび本書の編さんに関わった6人の専門家が、収録資料から浮かび上がる因幡・伯耆の新たな歴史をわかりやすく紹介する講演会を開催します。古代中世の古記録をテーマとした講演会は鳥取県では初めての試みです。

※古記録とは…手紙・契約書など差出人・受取人の授受関係がある歴史資料を「古文書」と呼ぶのに対し、貴族の日記・寺社縁起・系図・石造物の銘文など、特定の相手なしに書かれた歴史的な資料を広く「古記録」と呼んでいる。鳥取県は県内に残る古代中世の古文書が全国的にも少ない県であり、古代中世の歴史については不明な点も多いが、古記録は古文書にない情報を多く含んでおり、近年その活用が注目されている。

1 日 時 平成29年12月3日（日） 午前の部：午前9時30分～12時
午後の部：午後1時～3時30分

2 会 場 鳥取県立博物館 講堂（鳥取市東町）

3 内 容

■午前の部：テーマ「天皇・貴族と鳥取」 *各講演は40分

講演①	「因幡国造氏と伯耆国造氏」 →貴族の日記等をもとに奈良～平安時代に都で活躍した因幡・伯耆出身の人物について紹介します。	講師：石田敏紀（鳥取県立倉吉西高等学校教諭）
講演②	「院政期の典籍書写と書風」 →伯耆国善福寺（伯耆町）の大般若経の奥書きをもとに平安期の書風の特徴について紹介します。	講師：宮崎 篤（東京大学史料編纂所特任研究員）
講演③	「後南朝と因幡国」 →南北朝合一以後の南朝勢力（後南朝）と因幡国との関わりについて紹介します。	講師：末柄 豊（東京大学史料編纂所准教授）

■午後の部：テーマ「神社・寺院と鳥取」 *各講演は40分

講演④	「中世大山寺で行われた蓮華会について」 →「大山寺縁起」等の資料をもとに、中世に行われた「蓮華会」という行事について紹介します。	講師：倉恒康一（島根県古代文化センター主任研究員）
講演⑤	「幻の因伯の中世寺院—因幡仙林寺と伯耆光孝寺—」 →日記や金石文（きんせきぶん：石造物や梵鐘などに刻まれた銘文）をもとに、戦国時代に消滅した幻の大寺院である因幡仙林寺と伯耆光孝寺について紹介します。	講師：米谷 均（早稲田大学非常勤講師）
講演⑥	「棟札にみる戦国武将の寺社造営」 →寺社の造営記録である棟札をもとに、戦国武将尼子氏の大山寺造営について紹介します。	講師：岡村吉彦（鳥取県立公文書館 県史編さん室長）

*①石田・②宮崎・③末柄・④倉恒各講師は古代中世部会委員、⑤米谷講師は県史編さん調査委員

4 主 催 鳥取県立公文書館県史編さん室、鳥取県立博物館

5 定 員 250名（予約不要、参加費無料）

6 今後の新鳥取県史講演会の予定

1月27日（土）新鳥取県史講演会「鳥取招魂社の成立と変遷」

講師：岸本 覚（鳥取大学教授・新鳥取県史編さん委員会近代部会長）